

「法改正に伴う労働条件の明示ルールの改正について」

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲 【改正労基則第5条第1項第1号の3】
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) 【改正労基則第5条第1項第1号の2】 +更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること 【改正雇止めに関する基準第1条】
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 【改正労基則第5条第5項・第6項】 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること 【改正雇止めに関する基準第5条】

「法改正に伴う労働条件の明示ルールの改正について」

労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 その他 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり）） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10 II 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲) (雇入れ直後) (変更の範囲)
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) (変更の範囲) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）

有期契約労働者に関する項目

労働者全般に関する項目

労災保険の料率が変わります

平成27年度から労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率を改定します。(雇用保険料率は変更なし)

平成27年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、平成26年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

◆労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率

1. 労災保険率の改定 (単位：1 / 1,000)

(平成27年4月1日改定)

事業の種類分類	番号	事業の種類		労 災 保 険 率	
				新	旧
林業	02・03	林業		60	60
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)		19	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業		38	40
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石灰鉱業		88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		20	19
	24	原油又は天然ガス鉱業		3	5.5
	25	採石業		52	58
	26	その他の鉱業		26	25
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		79	89
建設事業	32	道路新設事業		11	16
	33	舗装工事業		9	10
	34	鉄道又は軌道新設事業		9.5	17
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)		11	13
	38	既設建築物設備工事業		15	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		6.5	7.5
	37	その他の建設事業		17	19
製造業	41	食料品製造業	41 食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	6	6
			65 たばこ等製造業※	6	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業		4.5	4
	44	木材又は木製品製造業		14	13
	45	パルプ又は紙製造業		7	7.5
	46	印刷又は製本業		3.5	3.5
	47	化学工業		4.5	5
	48	ガラス又はセメント製造業		5.5	7.5
	66	コンクリート製造業		13	13
	62	陶磁器製品製造業		19	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業		26	26
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)		7	6.5
	51	非鉄金属精錬業		6.5	7
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く)		5.5	7
	53	鋳物業		18	17
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く)		10	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く)		6.5	6.5
	55	めつき業		7	7
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)		5.5	5.5
	57	電気機械器具製造業		3	3
58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)		4	4.5	
59	船舶製造又は修理業		23	23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)		2.5	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		3.5	4	
61	その他の製造業		6.5	7	
運輸業	71	交通運輸事業		4.5	4.5
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)		9	9
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)		9	11
	74	港湾荷役業		13	16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		3	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業		13	12
	91	清掃、火葬又はと畜の事業		12	13
	93	ビルメンテナンス業		5.5	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		7	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業		2.5	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		3.5	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業		2.5	2.5
94	その他の各種事業		3	3	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業		49	50

※平成27年度から、「たばこ等製造業」は「食料品製造業」に統合されます。